

広島市景観条例施行規則（平成 2 6 年広島市規則第 7 3 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の市長が必要と認める図書は、次の表 1 の左欄に掲げる行為の区分に応じた所定の景観チェックリストとし、同条第 2 項の市長が必要と認める図書は、次の表 2 の左欄に掲げる行為に係る現況図及び所定の景観チェックリストとし、同条第 3 項の市長が定める図面の縮尺は、次の表 1 及び表 2 の左欄に掲げる行為の区分に応じて中欄に掲げる図面における右欄の縮尺とし、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。

表 1

行 為	図 面	縮 尺
景観法（平成 1 6 年法律第 1 1 0 号。以下「法」という。）第 1 6 条第 1 項第 1 号又は 2 号に掲げる建築物又は工作物に係る行為	平面図	1 0 0 分の 1 以上
	断面図	1 0 0 分の 1 以上
法第 1 6 条第 1 項第 3 号に掲げる開発行為	現況図	1 0 0 0 分の 1 以上
	(造成計画) 平面図	1 0 0 0 分の 1 以上
	(造成計画) 断面図	1 0 0 0 分の 1 以上
	土地利用計画図	1 0 0 0 分の 1 以上

表 2

行 為	図 面	縮 尺
広島市景観条例(平成 2 6 年広島市条例第 4 5 号)第 9 条第 1 項の表の右欄に掲げる行為	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を示す図面	2 5 0 0 分の 1 以上
	現況図	1 0 0 0 分の 1 以上
	計画平面図	1 0 0 0 分の 1 以上
	計画断面図	1 0 0 0 分の 1 以上